つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

**１　業務名**

本業務の業務名は「つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務委託」とする。

**２　業務概要**

（１）業務内容

「つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務委託仕様書」に基づく委託業務一式

（２）履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで

（３）提案上限額

提案上限額　２,７０４,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

**３　委託業者選定方法**

公募型プロポーザル方式

【資料１】つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務委託仕様書と候補事業者の提案内容に基づき、協議・調整を行い、最終的な仕様書を確定するものとする。

**４　プロポーザル全体実施スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| プロポーザル手続開始の公告 | 令和７年　９月１日（月） |
| 質問書受付期限 | 令和７年　９月１０日（水）午後５時まで |
| 質問書回答 | 令和７年　９月１２日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 令和７年　９月１９日（金）午後５時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和７年　９月２６日（金）（予定） |
| 結果通知 | 令和７年　９月２９日（月） |
| 契約者決定 | 令和７年　１０月　上旬 |
| 契約締結 | 令和７年　１０月　中旬 |

**５　質問の受付・回答**

本業務について質問がある場合は、質問書（様式１）に質問内容を簡潔にまとめ、「９ 提出先及び問い合わせ先」に、電子メールで提出すること。

（１）受付期限

令和７年９月１０日（水）　午後５時までを期限とする。

（２）提出方法

電子メールにより、質問書（様式１）を添付のうえ、件名は「【質問】つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務委託」として、提出すること。なお、電子メール送信後は必ず電話で送信の旨を連絡すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

（３）回答方法

令和７年９月１２日（金）までに、当市ホームページに掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがある。

**６　企画提案書等の作成及び提出について**

企画提案書等の提出にあたっては、次の（１）に掲げた書類１１部（正本１部、副本１０部）を提出すること。ただし、正本１部は商号又は名称及び代表者氏名を記入し社印を押印した原本とし、副本１０部には、提案者が特定できないよう、提案者の社名等を黒く塗りつぶす等の措置を講じること。

（１）提出書類

下記①～④の書類を簡易ファイル等に綴じ、⑤は別冊とすること。

①　企画提案書（任意様式）

（企画提案書に記載すべき事項）

・仕様書の委託業務内容に掲げる各事項を踏まえ、つくばみらい市市制施行２０周年記

念式典運営業務委託に係る具体的な提案をするとともに、以下に示した内容も含め

記載すること。

|  |
| --- |
| a.実施する企画提案（コンセプト、実施内容）b.業務実施スケジュール c.事務連絡体制（想定される関係機関等との必要な連絡体制、手法等） |

（企画提案書作成に関する留意事項）

・企画提案書の様式は、Ａ４用紙縦使いを原則とする。（片面・両面は問わない。）

・文字サイズは見やすいフォントで作成すること。

・企画提案書本文は１０枚（表裏２０ページ）以内とする。

・Ａ３用紙の折込は可とするが、Ａ３表裏で４ページにカウントする。

②　作業分担表（様式２）

・業務内容別に提案者及び当市の分担事項を明記すること。

③　式典運営業務に係る業務支援体制（様式３）

・業務支援体制に関しては、本業務に従事する責任者や担当者の職位と役割を示すこと。

・予定担当者ごとに業務経歴及び手持ち業務を記載すること。

・業務経歴については、過去１０年間において民間企業又は国・地方公共団体から受託を

　受けた本業務と類似または関連する業務の実績について示すこと。

④　民間企業又は国及び地方公共団体での実績（様式４）

・過去１０年以内に受注した企業又は国及び地方公共団体での類似または関連する業務の実績について示すこと。

・記載件数は３件以内とすること。（現在受注している業務も含む。）

⑤　提案見積書（様式５-（１）、５-（２））

・本業務に係る提案見積書を提出すること。

・経費内訳がわかるように提案見積内訳書（任意様式可）を添付すること。

・提案見積書に記載の金額が、業務量の目安に比べ著しく乖離している場合、その妥当性について聴取することがある。

・契約額は、原則として提案見積書に記載の金額とするが、最優先候補者との協議による業務内容の変更や業務量の増減等により、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。

（２）提出方法

「９　提出先及び問い合わせ先」に、持参又は郵送により提出すること。

（３）提出期限

令和７年９月１９日（金）午後５時まで（必着）とする。

**７　最優先候補者の選定方法について**

つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営支業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、最優先候補者を選定する。

（１）プレゼンテーション審査の実施

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、総合的に最も優れた能力を有すると認められる者を最優先候補者として選定する。

**ア　実施日時**

令和７年９月２６日（金）（予定）

**イ　場所**

つくばみらい市役所伊奈庁舎３階　会議室（予定）

**ウ　所要時間**

説明時間 ４０分程度（準備５分、説明２０分、質疑応答１０分、片付け５分）

**エ　審査手順**

審査手順は、提出書類を精査の上、参加要件を満たした場合、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査の結果は、全参加事業者に文書で通知する。

① プレゼンテーション審査については、提出書類を精査し参加資格要件を満たした事業者を対象に企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施し、質疑応答を行う。

② 実施時間については、提出書類で参加資格を満たした事業者に別途通知する。

③ プレゼンテーション審査の出席者は３人以内とする。ただし、本事業の責任者は必ず同席すること。

④ プレゼンテーションに必要なパソコン、レーザーポインター等の機器は参加事業者にて準備すること。ただし、プロジェクター、マイク、スピーカー、電源は当市が用意する。

**オ　最優先候補者の選考**

　　審査委員会は、プレゼンテーションや質疑応答において、本要領 ８ 審査基準に示す基準に従って評価を行い、各事業者に対する評価点の最高得点及び最低得点を除いた評価点の合計が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ決定する。なお、最終審査結果は、当市のホームページ上で公表する。なお、審査内容等については非公開とする。

（２）そ の 他

・実施にあたっては、本業務を担当する技術者等が行うこと。

・提出した企画提案書をパワーポイント等のデータを用いてプレゼンテーションを行うことは可能とする。

・企画提案書類の差し替えは認めない。

（３）最優先候補者の選定・結果通知

審査委員会により最優先候補者を選定後、書面にて速やかに選定結果を通知する。

**８　審査基準**

（１）状況把握評価

・当市の特性や地域性等を理解し、「つくばみらい市」らしさを取り入れた提案となっているか。（審査２０点）

（２）過去の実績

・同種又は類似業務について実績を有しており、そのノウハウを本業務に活用できるか。（審査５点）

（３）業務実施体制

・業務委託期間中において、不測の事態にも対応できる十分な人員配置、組織体制が提案されているか。また、業務担当者は、本業務を遂行するための十分な経験を有しているか。（審査１０点）

（４）企画提案内容

・つくばみらい市市制施行２０周年記念式典の趣旨を理解し、メモリアルにふさわしい具体的かつ的確な演出プラン等の提案が示されているか。（１５点）

・業務工程について、具体的かつ適切な提案内容が示されており、業務を安定的に遂行できるスケジュールとなっているか。（審査１５点）

・会場の設営や装飾のイメージが具体的かつ明確に示されているか。（審査１０点）

・業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案があるか。（１０点）

・提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。業務への意欲や積極性はあるか。（審査５点）

（５）見積金額

・見積金額が、業務に要する費用（提案金額）上限額の範囲内となっているか。（審査１０点）

**９　提出先及び問い合わせ先**

（１）担当名称

つくばみらい市役所　市長公室　秘書広報課　秘書係

担当：菊地・鴻巣・秋山

（２）住所・電話・メールアドレス

〒３００－２３９５ 茨城県つくばみらい市福田１９５番地（伊奈庁舎）

電話：０２９７－５８－２１１１（代表）

Ｅ－mail:s01-hisyo@city.tsukubamirai.lg.jp

**１０　参加資格要件**

次に掲げる事項をすべて満たしていること。

（１）つくばみらい市市制施行２０周年記念式典運営業務の企画提案及び運用にノウハウを有すると認められる法人であって、本業務遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する人員をもって本業務を担当できること。

（２）企業又は国、地方公共団体又は民間事業者と同種又は類似の業務を受託した実績が過去１０年以内に１つ以上あること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び同条２項の規定による当市の入札参加の制限を受けていない者であること。

（４）つくばみらい市暴力団排除条例（平成２４年条例第６号）第２条第１号に掲げる暴力団、同条第２号に掲げる暴力団員若しくは同条第３号に掲げる暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産の申し立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。

**１１　失格要件**

次に掲げる事項に該当した場合は、失格とする。

（１）提出書類が期限までに提出されなかったとき。

（２）提出された「提案見積書」の金額が提案上限額を超過したとき。

（３）不正な行為があったとき。

（４）提案内容に虚偽があったとき。

（５）参加事業者が複数の企画提案書を提出したとき。

（６）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

（７）参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

（８）会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

（９）提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。

（１０）その他、本実施要領に定める条件に適合しないとき。

**１２　その他**

（１）提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当市が本件の報告、説明及び公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（２）本プロポーザルに関する提案及び審査内容については、非公開とする。